

【別紙2】

面談について

面談は、「学校生活管理指導表」及び「食物アレルギー対応等意向確認書」をもとにして行う。

食物アレルギーに対する学校給食の対応の対象者は、次の3点すべてに該当することが条件としていることを確認する。

- (1) 医師の診察又は検査により、食物アレルギーまたは疾病と診断されていること。
- (2) 定期的に受診し、原因食品が特定されており、医師からも食事療法を指示されていること。
- (3) 家庭でも原因食品の除去を行うなど食事療法を行っていること。

1 面談者に確認すること

- ① 食物アレルギーまたは反応の原因となる食品
- ② 家庭での除去食・代替食の状況等（食事に関する医師からの指示）
- ③ 食物アレルギーまたは反応の症状・既往症（アナフィラキシーの経験）
- ④ 診療機関（主治医名、受診状況、服薬等）
- ⑤ 緊急の場合の対応方法と連絡先、学校生活での留意点

2 面談者に知らせること

- ① 各個人の食物アレルギー対応の内容について、職員全員の共通理解とすること
- ② 毎年、学校生活管理指導表および食物アレルギー対応等意向確認書を提出し面談を行うこと
- ③ 医師の診断に変更があった場合は学校に連絡をすること
- ④ 給食での対応可能な範囲
- ⑤ 除去食対応・代替食対応については、返金は行わないこと
- ⑥ 薬の服用の責任は本人や保護者が持つこと

3 面談者にお願いすること（保護者が自分の子に伝えておくこと）

- ① 本人が食物アレルギー体質であることを十分に理解させる（食事制限が必要なこと、給食の食べ方など）
- ② 主治医からの指示内容を子どもの理解度にあわせてわかりやすく説明し、理解させる
- ③ 食物アレルギー対応給食の該当日は子どもと一緒に、何を食べるのか、何が食べられないのかを、献立表などで確認し、理解させる
- ④ 薬を学校へ持参する場合、その管理と使用法について子どもに十分に説明し、理解させる
- ⑤ 学校で具合が悪くなったときは、すぐに児童・生徒自らが教職員や、まわりの人に申しでるように伝える